

2019年度鳥取県文化芸術活動支援補助金 質疑応答集

鳥取県地域振興部文化政策課

問1 この制度の目的を教えてください。

〔回答〕 本県では、県内に活動の本拠を置く芸術家、文化活動者、文化芸術団体が自ら行う創造的な作品展示、舞台公演、出版活動を支援し、高いレベルの鑑賞機会を広く県民に提供するとともに、鳥取の文化の創造及び継承並びに文化芸術活動を通じた情報発信につなげることを目的に本制度を設けています。

問2 この制度ではどのような事業が助成対象になるのか教えてください。

〔回答〕 本制度では、次の①から⑧までの細事業を設け、支援を行っています。

事業区分	対象事業
①優れた文化芸術活動支援事業	県内外で行われる、県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する優れた作品展示・舞台公演及びこれに関連して行われるワークショップ等
②刊行物発刊支援事業	県内の事柄、県内出身人物の顕彰等をテーマにした県内で行われる日本語による出版活動
③文化芸術活動ステップアップ支援事業	鑑賞者を意識した活動へのステップアップを図ろうとする芸術家等が広く県民を対象に行う作品展示・舞台公演及びこれに関連して行われるワークショップ等
④周年支援事業	県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する定例的な作品展示・舞台公演及びこれに関連して行われるワークショップ等に係る周年事業(第5回又は第10回といった節目の年に行われる例年に比べ規模の大きな事業)
⑤文化芸術活動によるまちづくり支援事業	県民が文化芸術活動に主体的に関わることで地域社会の活性化を図ることを目的に県内で行われる作品展示・舞台公演及びこれに関連して行われるワークショップ等
⑥次世代活動者育成支援事業	文化芸術活動を行う青少年の育成を図る県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が実施する作品展示・舞台公演・全国発信及びこれに関連して行われるワークショップ等
⑦映像作品活用支援事業	県内で実施する県内の事柄、県内出身人物をテーマにした作品など本県ゆかりの映画・アニメーション等映像作品を上映する事業、講演会等
⑧国民文化祭等参加推進事業	「国民文化祭」及び「中四国文化の集い」への出演

問3 自ら創造し、実施する作品展示・舞台公演とはどういう活動になるのか教えてください。

〔回答〕 事業実施主体自らが出演者として舞台公演に出演をしたり、自らが創作した作品の展示を行う活動が支援の対象となります。

ただし、文化活動者が事業実施主体となる活動であっても、自らは出演・創作をせず、企画・運営のみ行う招へい公演などは支援の対象外となります。(次世代活動者育成支援事業は除く)

問4 故人の遺作展を関係者が企画・実施する場合は補助事業の対象となるか、教えてください。

〔回答〕本制度は、県内で活動している芸術家等が自ら創造し、実施する作品展示・舞台公演を支援することとしています。従って、故人の遺作展を開催する場合の事業実施主体は、作品創作者以外となりますので、補助事業の対象外となります。

全国的にも功績を残しながら、地元ではあまり知られていない本県ゆかりの文化芸術分野の先人について、その魅力や業績を再発掘し、地域の文化資源として活用し、広く県内外に発信する取組みを支援する「とっとりの文化芸術探訪事業補助金」の趣旨に適合する場合は御活用ください。

問5 実行委員会組織で活動を行う場合の、構成員に占める県内活動者の割合に制約があるか教えてください。

〔回答〕構成員の過半数が県内に活動の本拠を置く芸術家等である場合、補助対象とします。

本補助金では、県内活動者とは県内に活動の本拠を置く文化団体等をいい、本県出身の文化団体等であっても、申請時点における申請者の活動の本拠が県外であることが明らかな場合は、県内活動者には該当しません。

なお、国民文化祭等参加推進事業については、本県出身の個人を対象に含めます。

問6 他者が主催する舞台公演等に参加する場合、補助対象となるか教えてください。

〔回答〕この制度は、文化団体等が自ら行う創造的な活動を補助対象とします。従って、申請者が共催者の場合を除き、補助対象にはなりません。

ただし、平成25年度より、次世代活動者育成支援事業については、県外で実施される事業へ自らが企画した内容で参加し、それにより本県の魅力を全国に発信することが期待できると認められる場合に限り、補助対象とします。

問7 県内の芸術家等が実行委員会を組織し、コンサートを開催する場合、補助事業の対象となるか教えてください。

〔回答〕事業の実施主体又は目的によって、事業区分が変わってきます。補助要件の適合の可否については、御相談ください。

①優れた文化芸術活動支援事業

出演者を主体とする実行委員会が実施するコンサートで、その内容が優れた舞台公演に該当すると判断された場合、その他の補助要件を満たせば補助事業の対象になります。

なお、優れた舞台公演に該当するかの判断は、選定委員会での審査結果をもとに行います。

②周年支援事業

出演者を主体とする実行委員会が、定例的に開催しているコンサートについて、周年事業として規模を拡大して事業実施する場合、その他の補助要件を満たせば補助事業の対象となります。

③文化芸術活動によるまちづくり支援事業

実行委員会が、コンサートの開催に際して、県民が主体的に文化芸術活動に関わる機会を提供することを目的にコンサートの企画・運営を行う場合、その他の補助要件を満たせば補助事業の対象になります。

ただし、県民が単なる鑑賞者に留まるような場合、県民が主体的に参画したとは認められません。また、当該活動の開始から通算3回目までの活動に限られます。

④次世代活動者育成支援事業

実行委員会が文化芸術活動を行う青少年の育成を図ることを目的に、青少年が出演するコンサートの企画・運営を行う場合、その他の補助要件を満たせば補助事業の対象になります。

問8 舞台公演の場合、補助対象経費の10パーセント以上を入場料で確保できるものであることを補助要件としている考え方を教えてください。

〔回答〕 この制度は、活動への支援を通じて高いレベルの鑑賞機会が広く県民に提供されることを目的としています。

支援の対象となる活動には一定の質の担保が必要と考えていることから、舞台公演については補助対象経費の10%以上を入場料で確保できるものであることを条件としています。

なお、補助事業の実施により収益が発生しても、それを補助対象経費から控除することはありません。これは、入場料のほか、協賛金、民間助成など様々な資金を活用し、活動の充実を図っていただくことを目的としているためです。

ただし、入場料を徴収して実施される舞台公演であっても、寄付行為（チャリティー）を目的に実施される事業は補助対象外としています。

問9 作品展示の場合、入場料の徴収を補助要件としていない理由を教えてください。

〔回答〕 作品展示の場合、多くの人に来場してもらうため入場料は徴収せずに開催し、鑑賞者から購入の希望があれば販売するというのが一般的です。このため、入場料徴収は必須要件としていません。

問10 国及び県からの助成金の交付を受けていないことが事業要件になっていますが、国からの助成に、独立行政法人日本芸術文化振興会による助成が含まれるか教えてください。

〔回答〕 独立行政法人日本芸術文化振興会が行う芸術文化振興基金は、国の単独出資ではなく、民間企業からの出資と合わせて運用されていること、また、同法人は文化芸術活動により生じる赤字補填を目的に助成を行っていることから、この制度とは助成目的が異なります。

従って、同法人からの助成は国からの助成とはみなさない取扱いとしています。

問11 補助事業要件となっている「事業の波及効果が複数の市町村に及ぶ活動」とは具体的にはどのような活動が該当するのか教えてください。また、それはどのようにして確認するのか教えてください。

〔回答〕 「活動範囲が複数市町村に及ぶ活動」又は「鑑賞者が複数市町村に及ぶ活動」が該当します。具体的には、事業開催の周知が複数の市町村に渡って行われる活動や、より多くの県民が参加・鑑賞できるような取り組みが行われる活動（複数の市町村からの出演又は鑑賞者の動員が明らかに見込まれる活動）が想定されます。

これらの確認は、計画段階では広報の範囲又は活動者の構成で行うこととし、実績段階では鑑賞者の範囲（アンケート結果等）又は活動者の構成で行う予定です。

問12 「波及効果が単独市町村に限定される場合は、当該市町村からの助成が行われる活動であること。」とありますが、具体的にはどのような活動が該当するのか教えてください。

〔回答〕 例えば、市町村の文化祭に参加する活動で、活動者、鑑賞者が単独の市町村に限定される活動が想定されます。このような活動については、当該市町村（市町村文化団体を含む）から助成が行われる場合に限り本補助金の補助要件を満たすことになり、補助対象経費の1/4又は当該市町村からの助成額のいずれか低い額を当該補助金の限度額とします。

問13 この制度におけるプロの定義を教えてください。

〔回答〕 文化芸術活動を生業としている個人又は団体です。

問14 県内に活動の本拠を置くプロが事業主体となる文化芸術活動がこの制度の対象になるか教えてください。

また、県内に活動の本拠を置くアマチュア団体とプロが共催又は共演する場合、補助事業の対象となるか教えてください。

〔回答〕 取扱いは、次のとおりです。

事業区分	事業主体	取扱い	摘 要
優れた文化芸術活動支援事業及び刊行物発刊支援事業	県内に活動の本拠を置くプロ	○	
	県内に活動の本拠を置くアマチュア団体とプロの共催又は共演	△	<ul style="list-style-type: none"> ■プロをゲスト（客演）として招へいする場合は、補助対象外となります。 ■プロとの共催又は共演が、より創造的な活動となることに顕著に寄与していると認められる場合に限り、補助対象となります。
上記以外の事業	県内に活動の本拠を置くプロ	×	
	県内に活動の本拠を置くアマチュア団体とプロの共催又は共演	△	<ul style="list-style-type: none"> ■プロが指導者として、創造的な活動に寄与していると認められる場合は、補助対象となります。

問15 プロと共催する場合、プロが指導者として創造的な活動に寄与していると認められた場合の事例を教えてください。

〔回答〕 これまでに助成した事業におけるプロの関わり方は次のとおりです。

事業区分	事業名	プロの関わり
周年支援事業	第5回鳥取書道女流選抜展（鳥取書道連盟鳥取書道女流選抜展実行委員会）	プロの出品もあるが、参加するプロは鳥取書道連盟において指導的役割を果たしており、今回の女流選抜展の企画運営及び監修を行うなど、活動の充実に大きく関与。
	第20回民謡松弘美会発表会民謡ふるさとめぐり（民謡松弘美会）	ゲスト2名は、自らの模範演奏に加え、会員の技術力向上を目的に事前指導を行うとともに、当日は、調弦、会員の唄に合わせて伴奏を行うなど、発表会がより充実した活動となるよう関与。
文化芸術活動によるまちづくり支援事業	米子映像フェスティバル！（米子映像フェスティバル実行委員会）	プロの論評を通じて県内映像作家の育成を図るもので、本事業がより創造的な活動となるよう指導的な役割で関与。
次世代活動者育成支援事業	鳥取ジュニアオーケストラ第12回演奏会（鳥取ジュニアオーケストラ）	指揮者は演奏会開催までの間、団員のスキルアップのため指導を行っており、演奏会がより充実した活動となるよう関与

【優れた文化芸術活動支援事業】

問 16 県内外で行われる活動が対象になることもありますが、国外での活動も対象になるのか教えてください。

〔回答〕 国外での活動も対象になります。

ただし、国外での活動の場合、活動の成果の県民への還元という観点から、帰国後、県内で報告会を開催することを要件としています。

問 17 優れた作品展示・舞台公演の判断は誰がどのように行うのか教えてください。

〔回答〕 優れた作品展示・舞台公演の判断は、本県が設置した鳥取県補助金等審査会（文化芸術活動支援補助金交付対象事業選定委員会）があらかじめ定めた審査要領に基づき交付申請書の審査を行い、その結果をもとに交付決定の可否を決定します。

なお、選定委員会において、本県の文化芸術活動の推進に顕著に寄与することが認められると判断された活動については、知事が認めた事業として交付決定の可否を決定します。

補助額は、上限を300千円としていますが、知事が認めた事業は補助上限額が1,000千円となります。

問 18 過去に「優れた文化芸術活動支援事業」に認定された芸術家等が行う活動であれば、何度申請しても支援の対象になるのか教えてください。

〔回答〕 優れた作品展示・舞台公演については、属人で判断するものではありません。

例年、選定委員会では、充実度、創造性、実現性などの評価項目について審査が行われています。

従って、複数年連続して助成を受ける芸術家等もありますが、一度採択になった芸術家等が応募すれば必ず採択になるというものではありません。

なお、この事業では第〇回と銘打って定期的実施される活動は対象外としています。

【刊行物発刊支援事業関係】

問 19 故人の著作物を復刻し刊行する場合、補助事業の対象と認められるか教えてください。

〔回答〕 この制度では、県内で、執筆又は作品の創作を行っている方が、自らの著書を自費出版しようとする事業に支援を行うこととしています。

従って、復刻本については、復刻の際、新たな文言や表現を加え、創作性が相当な部分について認められ、復刻本の刊行者が著者であると認められる場合は、補助事業の対象となりえます。なお、著作権の整理が別に必要になります。

また、刊行物の主たる部分が復刻で、新たに創作される部分（例えば解説や年譜の執筆）がその一部といった場合、刊行者は編者の扱いとなるため補助事業の対象外となります。

問 20 広く県民の手に行き渡ることを前提に刊行され、市販されるものであることという要件がありますが、「広く県民に行き渡ることを前提」としたものであるか否かの確認はどのようにして行うのか教えてください。

〔回答〕 事業実施計画書の「3 刊行物の内容について」の発行部数の欄及び「4 刊行物の波及効果について」の活動範囲の欄で確認します。

問21 新聞に連載したコラムに加筆し、刊行する場合は、補助事業の対象と認められるのか教えてください。

〔回答〕 この制度では、刊行物の内容が、新聞、雑誌、学会誌のような定期刊行物に掲載されたものではないことを要件としています。

従って、新聞に連載したコラムを刊行する場合、相当程度の加筆が認められるものでない限り、補助事業の対象外となります。

なお、事業実施計画書の中で、加筆部分及びその内容がわかるよう「3 刊行物の内容について」の「本著作の概要」の欄に具体的に記載してください。

問22 契約証明書又は印刷会社の見積書などにより、補助事業の完了予定年度内の刊行が確約されたものであることが要件となっていますが、通常、見積書には見積価格の記載はありますが、刊行時期については、どのように表記すればよいか教えてください。

〔回答〕 印刷発注予定業者に、見積書の作成を依頼される際、納期を明記してもらうようにしてください。

問23 著作権処理が行われているものであることの確認をどのようにされるのか教えてください。また、著作権処理が行われていなかった場合、どのような取扱いになるのか教えてください。

〔回答〕 実績報告書に添付された刊行物の中で、引用された参考文献の一覧や注書きの有無を確認する予定です。

なお、参考文献の引用など著作権処理が必要な場合に、明記されていないことが判明した場合は交付決定が取消されます。

問24 補助対象となる直接出版費が500千円以上の事業規模を有することが要件となっていますが、刊行物を作成した結果、補助対象経費が500千円を下回った場合、どのような扱いになるのか教えてください。

〔回答〕 実績報告書に添付された補助対象経費に係る領収書の写しの合計額が500千円を下回った場合、補助事業の要件を満たさなかったこととなりますので、交付決定は取消されます。

【文化芸術活動ステップアップ支援事業】

問25 「同内容の事業の開始から5回目までの活動に限る」とありますが、同内容の事業とは具体的にはどのようなことをさすのか教えてください。また、この事業の対象となった活動のステップアップの例を教えてください。

〔回答〕 例えば、これまでは地域の文化祭で発表をしていたが、会場をホールに移し、入場料を徴収して演奏会を開くといった鑑賞者を意識した活動への移行をステップアップと捉え、このような実施方法の変更から5回目までの活動を支援の対象としています（本補助金による支援は3回まで）。

<事業例>

（例1）演奏会で初めて入場料を徴収。

（例2）これまで既成の脚本を主に上演していたが、初めて若手メンバーが脚本を担当し、これまでの既成作品上演の路線から一歩進んで、自主公演初のオリジナル作品での上演に取り組む。

（例3）初めてオリジナル作品を製作し公演。より多くの方に聴いていただくため昼と夜の2回公演を実施。

問26 平成17年度鳥取県文化芸術活動活性化事業補助金、平成18年度鳥取県文化芸術活動支援交付金並びに鳥取県文化芸術活動支援補助金制度における文化芸術活動ステップアップ支援事業において、通算3回交付決定を受けた芸術家等は補助対象者から除くとありますが、この理由を教えてください。

〔回答〕 この事業は、鑑賞者を意識した活動へのステップアップを推進することで、県内の芸術家等の活動の充実を図るとともに、高いレベルの鑑賞機会が県民に提供されることを目的としています。

このため、ステップアップの期間を同内容の事業の開始から5回目までと規定し、このうち3回を上限に支援をすることで活動の定着を図っていただこうとするものです。

【周年支援事業】

問27 「周年事業」とは、定例化した文化芸術活動のうち、第5回又は第10回といった節目の年に行われる例年に比べ比較的規模の大きな事業とありますが、規模拡大の例を教えてください。

〔回答〕 例年に比べ比較的規模の大きな事業であると認められた活動例は、次のとおりです。

<活動例>

- (例1) 例年に比べ規模の大きな会場に移し、出品数を増加。
- (例2) 予算規模を拡充し、プロと共演することで活動を充実。
- (例3) オーケストラの編成を拡充。
- (例4) 収容人数の多い会場に移し開催。

問28 「周年」の確認はどのようにして行うのか教えてください。

〔回答〕 過去に実施した同種事業（直近3回）の事業内容及び収支決算の状況がわかる資料の提出をお願いしていますので、提出されたパンフレットなどで定例的に行われている活動の内容を確認させていただきます。

【文化芸術活動によるまちづくり支援事業】

問29 文化芸術活動によるまちづくり支援事業の対象を、当該活動の開始から通算3回目までの活動に限定している理由を教えてください。

〔回答〕 この事業では、地域社会の活性化を目的に文化芸術活動によるまちづくりを行う団体を支援することで、より多くの県民が文化芸術活動に参画する機会を拡充することを目的としています。

このような取組みは、本来、地域社会の中で継続する仕組みが構築されていくことが望ましいと考えていますが、活動を始めてから事業が周知され、地域社会に定着するまでの間、県が後押しをさせていただこうという考えによるもので、立ち上げから3回目までに限定しています。

なお、将来的には、協賛を得る仕組みや民間助成金の活用も視野に入れ、息の長い事業となることを想定しています。

問30 文化芸術活動によるまちづくり支援事業では、県民が文化芸術活動に主体的に関わるのが必須要件となっていますが、どのような活動が該当するのか教えてください。

〔回答〕 これまでに県民の文化芸術活動への主体的な関わりがあると認められた事業は、次のとおりです。

補助事業名	まちづくりの内容
第1回米子映像フェスティバル!	鳥取、島根山陰両県から映像を公募し、上映することで、地域文化・文化芸術の振興に貢献しようとするもの。
ガイナーレ鳥取応援書展	ガイナーレ鳥取を応援する言葉を書にした作品を募集、展示し、書の普及や向上を図るとともに、ガイナーレの応援を通して地域の活性化に貢献しようとするもの。
第3回山陰KAMIあかり	公募KAMIあかり展、白壁スクリーンアート、因州和紙象徴物アート、あかりと組み合わせた音楽の夕べを複合的に実施することで、地域社会の活性化を図ろうとするもの。

【次世代活動者育成支援事業】

問31 次世代活動者育成支援事業で補助対象となる「文化芸術活動を行う青少年の育成を図る文化芸術団体」には、どのような団体が該当するのか教えてください。

〔回答〕例えば、少年少女を対象にした合唱グループ、オーケストラ、演劇団体や、文化芸術活動を行う青少年に発表機会を提供する営利を目的としない文化活動者による実行委員会などを想定しています。

従って、生業として開設されている教室のようないわゆる「おけいこ教室」は営利を目的とした団体と整理され、補助対象外となります。

なお、他の事業同様、舞台公演については補助対象経費の10パーセント以上を入場料で確保できるものであることを要件としていますので、上記の団体が主催する活動であっても、入場料を徴収しないで行われる舞台公演は対象外となります。

問32 大規模事業とはどのような事業が該当するのか教えてください。

〔回答〕現行要件に加え以下の要件を全て満たす事業が該当します。

- ①収容人数が概ね1,000人以上の会場を開催場所とするもの
- ②出演者中18歳以下の青少年の実人数が30人以上であるもの

【その他の助成制度】

問33 この制度のほか、文化芸術活動に対する助成制度があれば教えてください。

〔回答〕（財）ごうぎん鳥取文化振興財団、公益信託とりぎん青い鳥基金、（財）エネルギー文化・スポーツ財団など民間団体においても地域社会の活性化、企業の社会貢献などを目的に様々な文化芸術活動に支援を行っています。

詳しくはとりネットをご覧ください。